

## 厚生常任委員会 委員長報告

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案2件、陳情3件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について（観音寺児童館）については、「児童館における活動内容」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第100号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市大森町八日町老人憩の家）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「指定管理期間を2年とした経緯は」との質疑に対し、当局より、「FM計画において、町内会などの会館として使用されている公の施設は、当該町内会などで運営することが望ましいという方針を定めており、譲渡する時期を決めている。当該施設は令和7年度に譲渡する計画となっているため、指定管理期間を2年とした」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情4第14号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情について、意見はなく、討論では、立身万千子委員から、賛成の立場で、「長引くコロナ禍で、ますます人手不足が深刻になっていることは皆さん承知だと思う。医療、介護の現場の受け入れ体制が充実しなければ市民の命にかかわる重大な状況にあると思う。さらに、新たな感染症や災害に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充することについては、何年も前から要望しているが、もっと要望していかなければ、結局今崩されようとしているという意味で、国への訴えを強めるべきと痛感し、この陳情に賛成する」との討論がありました。

本陳情について起立採決の結果、起立全員により、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情4第15号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情について、意見はなく、討論では、立身万千子委員から、賛成の立場で、「ケアワーカーなどのエッセンシャルワーカーの賃金引き上げは数年前から世論となってきたが、未だに労働環境は改善せず、企業の平均の給与水準に達していない。例えば、保育所ではあまりの余裕のなさが事件の根本の原因だと分析する専門家の意見もある。ゆえに、この陳情に賛成する」との討論がありました。

本陳情について起立採決の結果、起立全員により、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情4第16号 施術券に関する陳情書について、審査における主な意見を申し上げますと、「陳情の趣旨について理解できる部分はあるが、現在横手市においてこの施術券は、高齢者福祉施策の中で行われている事業である。健康福祉全体にかかる事業として、市で見直しをするのであれば分かるが、高齢者支援の一環として見直しが進められている部分でもあり、今回の陳情が現在の事業に対する内容であることを鑑みれば、難しいものかと思う」との意見がありました。

本陳情について討論はなく、起立採決の結果、起立なしにより、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

## 産業建設常任委員会 委員長報告

今定例会において産業建設常任委員会に付託になりました議案 8 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 94 号 横手市特別会計条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「土地区画整理事業が終了し、特別会計を設置する理由がなくなったことによる特別会計の廃止ということだが、条例第 1 条の設置の理由に「経理の適正を図るため」とある。事業終了後も一般会計で清算事務が 5 年間続くが、特別会計のままでは不都合があるのか。その整合性はどのようにになっているか」との質疑に対し、当局より、「地方自治法第 209 条では、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般会計と区分して経理する場合に特別会計を設置することができる」とされている。この事業については、国の交付金や保留地処分金など、特定の歳入を事業費に充てることから特別会計としていたが、既に整備が終了していることから特定の歳出は無く、また、保留地は換地処分と共に市の普通財産扱いとなり、その処分金は特定の歳入に該当しなくなる。このため、特別会計を継続する必要がなくなったことから、一般会計へ移行するものである」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 95 号 横手市特別会計条例等の一部を改正する条例については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 96 号 横手市農村公園等設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「地域住民の方々への説明はどのように行ったのか」との質疑に対し、当局より、「地区の町内会長及び保育園建設地の周辺集落のすべての住民の方々に案内し、9 月 15 日に説明会を開催したが、参加者は 10 数名であった。市からは公園の用途

廃止について、保育園からは保育園建設の内容について説明したものである」との答弁がありました。これに対し、委員より「今回の議案に異論はないが、地元への説明のタイミングが少し遅かったのではないかと感じた。今後、このようなケースがあった場合、後になっていろいろな問題が出てくることも考えられるため、時間をかけて丁寧に協議することを心がけてほしい」との意見がありました。

このほか、「農村公園の利用実態」や「人口が減少している中での集落による維持管理と市の関わり方」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 101 号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市二井山地区農村集落多目的共同利用施設等 18 施設）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「集落会館として使用されている状況だと思うが、修繕については集落の負担になっているのか」との質疑に対し、当局より、「小破修繕は指定管理者である自治会が行うが、仕様に定める一定の額を超えるものについては、協議の上で市が行うことになっている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 103 号 公の施設の指定管理者の指定について（舟沢農村集落生活館等 2 施設）及び議案第 108 号 連携協約の締結に関する協議についての 2 件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 109 号 市道路線の廃止について及び議案第 110 号 市道路線の認定についての 2 件については、一括議題にして審査いたしました。

議案 2 件について、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。  
よろしくご審議の程お願いいたします。

## 総務文教常任委員会 委員長報告

今定例会において、総務文教常任委員会に付託になりました議案 11 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 92 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「定年延長が施行された際の新規採用枠への影響はどう考えるか」との質疑に対し、当局より、「定年延長施行後も、各年代の人数構成のバランス等を勘案し、一定程度採用していく方向である」との答弁がありました。

また、「再任用に関する条例が廃止となるが、現行の再任用職員はどうなるのか」との質疑に対し、当局より、「定年年齢が段階的に引き上げられる期間においては、現行の再任用制度と新たに規定しようとしている定年前再任用短時間勤務制の 2 つの制度が混在することになるが、勤務条件は基本的に変わらない」との答弁がありました。

このほか、「定年延長による人件費への影響」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 93 号 横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第 97 号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市松原団地集会所）及び議案第 98 号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市山内三又コミュニティセンター）の 3 件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 102 号 公の施設の指定管理者の指定について（天下森ふれあい農園）、議案第 104 号 公の施設の指定管理者の指定について（地域ふれあい施設たかね）及び議案第 107 号 公の施設の指定管理者

の指定について（横手市天下森スキー場）の3件については、一括議題にして審査いたしました。主な質疑と答弁を申し上げますと、「指定管理の内容や指定管理料に大きな変更はあるのか」との質疑に対し、当局より、「整備計画に基づいて事業を進めていくが、内容については指定管理期間の3年間で大きな変化はないと考える。また、指定管理料については、ナイター照明への電気料高騰の影響を見ながら進める必要はあるものの、大きな変化はないと考えている。しかし、整備が終わった段階で指定管理の内容が変わることが想定されるので、その時点で精査をし、指定管理料を協議していくことになる」との答弁がありました。

また、「指定管理を行うことによって天下森スキー場周辺の環境がよくならなければいけない。そのためには指定管理者に整備計画を理解してもらい、地域のために頑張ってもらいたいことが大事だと考えるが、そういった打ち合わせについてはどのようになっているのか。また、辺地債を活用し多額の整備を行うことになるが、その効果としてどのように地域に還元していくのか」との質疑に対し、当局より、「計画の進捗状況を指定管理者にも説明し、現在進めている改修工事の細かな打ち合わせにも一緒に入ってもらい全体を詰めながら進めている。また、スキー場の新しいヒュッテの設計やナイター照明のLED化に今年度から着手しているが、地域住民や関係機関の意見を反映し、安全に、安心して使える施設を整備したいと考えている。併せて、利用者の動線などソフト面についても便利で快適な施設になるよう進めていきたい」との答弁がありました。

このほか、「天下森スキー場のリフトの安全管理」についての質疑がありました。

議案3件について、いずれも討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について（横手市横手防災センター）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について（寿町コ

コミュニティ消防センター等2施設) について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「コミュニティ消防センターへの防災備蓄品の配備はどうなっているのか」との質疑に対し、当局より、「避難所指定されている施設や孤立が想定される集落の会館等に優先的に配備しているが、地域の要望があれば対応する」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 120 号 横手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 121 号 横手市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び横手市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の2件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。